

総説

児童虐待における養育者の認識について
～しつけと虐待の間～

何慕*, 大河内彩子**

Perceptions of regarding child maltreatment among caregivers
-between parenting and abuse-

He Mu*, Ayako Okochi **

Key words: Child maltreatment, Parenting, Corporal/ Physical punishment, Perception

受付日 2021 年 10 月 21 日 採択日 2022 年 1 月 18 日

*熊本大学大学院生命科学研究部 保健学教育部 **熊本大学大学院生命科学研究部 健康科学講座

投稿責任者: 大河内彩子 okochi@kumamoto-u.ac.jp

I. 緒言

近年、世界(特に先進国)的に少子高齢化が進み、人々の子どもや子育てに対する関心が高まっている。それと共に児童虐待は世界的な社会問題として、広く認識され、児童虐待に関する報告件数が増加する一方である。

世界保健機関の調査によると、世界中の女性は 5 人に 1 人、男性は 13 人に 1 人が幼少期に虐待を受けたことがあると報告されている¹⁾。日本では児童相談所の児童虐待の相談対応件数(令和元年)は、児童虐待防止法施行前(平成 11 年度)の 16.7 倍に増加(192,984 件)した²⁾。中国では 16 歳以下の青少年のうち、男性 64.9%、女性 46.0%は身体虐待を受けたことがあり、男性 65.7%、女性 55.4%の青少年は精神虐待を受けたことがあり、また 25.6%は性虐待を受けたことがありと報告されている³⁾。

深刻な現状に直面しているにも関わらず、児童虐待にかかわる親またはその他の養育者は全部意図的に子どもを虐待し、理由もなく子どもの体や精神を傷つけているわけではない。先行研究によると、「虐待ではなくしつけだ」と認識している親もおり、しつけと虐待の違いに対する認識が曖昧⁴⁾で、親の意図や叩く回数などによって捉え方が変化して

いる親⁵⁾もいる。

世界保健機関⁶⁾が述べたように、児童虐待の定義は国によって違う一方、具体的な判断基準はまだ明示されていない。例えば日本では子どもを叩くことは身体虐待と分類されたが、どの程度の行為は「叩く」になるのか、回数から判断するか、また子どもが受けた影響から判断するか、もしくは力加減で判断するのか、まさしく身体虐待だけを定義するのもかなり困難である。

したがって、しつけと虐待に対して、その境界は一体どこにあるのかについては親の認識や考え次第だと考えられる。そこで、本研究は養育者のしつけと虐待についての認識に関する先行研究から、しつけと虐待の境界、またその間にあるものを明らかにすることを目的とした。しつけと虐待について養育者の心の中にある境界を明らかにすることは、児童虐待について養育者の不適切な認識を正し、早い段階で介入ができ、虐待件数の減少に貢献できると考える。

II. 研究方法

1.用語の定義

児童虐待(Child maltreatment): 各国の文化によ

ってそれぞれ定義、認識されている⁶⁾が、WHO (2015 年) では「18 歳以下の子どもに対して起きる虐待やネグレクト」と定義され、公式サイトでは「児童虐待は 18 歳以下の子どもに対して起きる虐待やネグレクト。全ての身体的虐待や心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、怠慢また過失、営利的利用、搾取が含められ、子どもとの関係性や責任関係、信頼関係、権力関係によって子どもの健康や生存、発展、尊厳に直接的また潜在的な害を与えた全ての行為は児童虐待である」とされている⁷⁾。厚生労働省は、「子ども虐待の対応の手引き」(平成 25 年改正版)において、子どもの立場から安全と健全育成が図られていることがしつけであり、保護者の意図は関係なく、あくまでも子どもにとって有害となる行為は虐待であるという考えを示している⁷⁾。それらを踏まえて本研究では「保護者の意図は関係なく、子どもの健康や生存、発展、尊厳に直接的また潜在的な害を与えた全ての行為は児童虐待である」と定義する。

しつけ (Parenting) : 石田ら⁸⁾の定義を踏まえて、本研究では以下に定義する。「しつけ」とは社会で生きていくために日常生活における基本的な習慣・態度・行動様式を生活中で獲得していくものであり、それが身につけられるように、親や身近な大人が行為を示し教えていくものである。

体罰 (Corporal/ Physical punishment) : 体罰も同一な定義がなく、最も広く引用されている Straus⁹⁾によって提案された定義は「体罰が身体的な力を使い、子どもに傷をつけることではなく、痛みを感じさせる行為。その目的は子どもの行動を修正または制御することである」。先行研究を踏まえ、本研究では「子どもの行動を修正するため、傷をつけるのではなく、痛みを感じさせる行為である」と定義する。

懲戒 (Physical discipline) : 本研究では辞書の定義¹⁰⁾を用いて、懲戒とは「不正または不当な行為に対して制裁を加えるなどして、こらしめること」と定義する。

2. 文献の抽出方法

検索対象はしつけと虐待についての認識に関す

る研究論文である。2021 年 2 月 13 日、和文献は医学中央雑誌 Web 版を用いて、5 年内の原著論文を検索した。同じ 2021 年 2 月 13 日に中文献は CNKI の Web 版を用いて検索し、英文献は Pubmed の Web 版を用いて検索した。和文献の検索キーワードは (「認識」AND (「虐待」OR 「しつけ」OR 「体罰」OR 「懲戒」OR 「マルトリートメント」OR 「ネグレクト」) AND (「母親」OR 「養育者」OR 「親」))、中文献の検索キーワードは ((「虐待」OR 「しつけ」OR 「体罰」) AND 「認知」)、英文献の検索キーワードは ((child abuse)AND((neglect)OR (m-altreatment)OR(corporal punishment)OR(child discipline))AND(boundary))であった。抄録を読み、しつけと虐待が主題ではないもの 43 件、養育者と関係ないもの 7 件、認識に触れていないもの 13 件を除外した結果、和文献では 31 件から 10 件、中文献では 10 件から 3 件、英文献では 39 件から 4 件を抽出した。これらのしつけと虐待に関する内容について、「(養育者が) しつけと虐待についての認識」「しつけと虐待の境界」「体罰また懲戒と虐待の違い」などの内容をふれた総計 17 件論文を対象にし、表 1 の通り、研究デザインや著者、対象、調査地、内容を整理した。

III. 結果

抽出された 17 件論文は主体となった研究対象によって、四つのテーマ (国際研究から見る懲戒 (体罰) 文化、専門職から見る養育者の認識、養育者から見るしつけと虐待の境界、家庭内支援者 (祖父母) と看護学生から見る子育て) に分けられ、表 1 にまとめた。

1. 国際研究から見る懲戒 (体罰) 文化

1) 発表年

対象とした論文は 4 件であり、その内和文献 3 件¹¹⁻¹³⁾の発表年は 2020 年だが、調査時期は 2018 年から 2019 年までで、中文献 1 件¹⁴⁾の発表年は 2004 年であった。

2) 研究デザイン

対象とした 4 件の論文の研究デザインは質的研

表1 しつけと体罰、懲戒、虐待についての研究

| テ ー マ* | 著者 | 研究デ ザイン | 対象 | 調査 地** | 研究内容 |
|--------------|---|-----------------|--------------------------|------------|--|
| 1 | 藤岡 (2020) ¹³⁾ | 質的研 究 | 大学教員8 人 | SWE | スウェーデンでの面接を通して体罰禁止法の施行とその背景 及び施行後40年を経た現状について検討し、その内在化過程 を解析した |
| | 宇野 (2020) ¹²⁾ | 質的研 究 | 専門職3人 | JPN | 児童相談所職員からみた保護者の懲戒にはどういう意味があ るのかを明らかにする。懲戒の意味を探り、懲戒行動に対する 支援の意味を探った |
| | 和田上 (2020) ¹¹⁾ | 質的研 究 | 専門職4人 | DEU | ドイツで児童虐待事例の支援に関する専門職が親の懲戒行動 および虐待行動についてどのように認識しているのかを明ら かにした |
| | 任ら (2004) ¹⁴⁾ | 文献レ ビュー | 文献17本 | CHN | 著者は体罰の影響と影響要因について詳しく説明した。最後、 これまでの研究の欠点、さらなる議論に値する問題、そして展 望を指摘していた |
| 2 | 加藤ら (2020) ¹⁵⁾ | 質的研 究 | 専門職8人 | FRA | 各国における「体罰禁止法の状況について」「虐待防止対策と 支援方法について」「懲戒行動について」「行きすぎた懲戒行 動に対する防止・支援策について」などについて研究した |
| | 馬場ら (2017) ¹⁶⁾ | 質的研 究 | 専門職12人 | JPN | 児童虐待(虐待)事例を支援する専門職の認識する虐待の特徴、 虐待する養育者の特徴、子どもの特徴について記述する |
| 3 | 細坂ら (2017) ⁴⁾ | 質的研 究 | 母親26人 | JPN | 対象者の属性の他に、しつけと虐待の境界と思われた体験とそ の理由、どんな状況で境界と感じたのか、その時の母親の知覚 と行動を研究した |
| | 門間ら (2017) ¹⁷⁾ | 質的研 究 | 母親57人 | JPN | 母親たちには子育てへの気持ち、困りごと、しつけや体罰への 考え方・経験、子どもに手をあげる行為を回避できた経験等 について語り合ってもらった |
| | 山内ら (2019) ¹⁸⁾ | 仮説検 証型研 究 | 親548名(ペ ア274組を 含む) | JPN | 先行研究より、乳児期の親の役割行動と考えられる領域につ いて主要概念を想定し、質問紙項目を作成した。それをもとに、 親が重要と認識する役割について夫婦間の比較も含め検討し た |
| | 乔ら (2015) ¹⁹⁾ | 文献レ ビュー | 文献24本 | CHN | 中国と西洋の社会における児童虐待の理解と重要性および取 り扱いプロセスに違いがある理由を探り、多側面からそのよう な違いの内部論理と根本原因を分析してみた |
| | 高ら (2016) ²⁰⁾ | 横断研 究 | 親または保 護者234人 | CHN | (1) 児童虐待に使用される方法を理解する；(2) 児童虐待に対 する態度；(3) 児童虐待の種類を判断する；(4) 児童虐待に関 連する法律を理解する；(5) 子どもの権利と利益を保護の意見 |
| | Woudstraa.et al(2020) ²¹⁾ | 横断研 究 | 母親466人 | INT* ** | 九か国の母親466人がしつけと虐待行為について90枚のカード を分けさせた。その結果をデータ化、データベースを作った |
| | Mesmana.et al(2020) ⁶⁾ | 横断研 究 | 母親466人 | INT | 九か国の母親466人がしつけと虐待行為について並べたカード の分析を行い、国の間の違いとその影響因子について研究した |
| 3 | WHIPPLE.et al(1997) ⁵⁾ | 文献レ ビュー | 文献5本 | USA | 尻を叩くことについて文献検討をした。アメリカの事例に基づ いて、体罰や懲戒と虐待を区別する |
| | van der .et al(2017) ²²⁾ | 質的研 究 | 親子と専門 職67人 | SUR | スリナムで体罰の合法性やその境界について研究した |

| テーマ* | 著者 | 研究デザイン | 対象 | 調査地** | 研究内容 |
|------|------------------------------|--------|-------------|-------|--|
| 4 | 百田由希子ら (2019) ²³⁾ | 横断研究 | 父母109祖父母86人 | JPN | 子育て支援の一助を得るために、父母が祖父母に対して、祖父母が父母に対して抱く、育児観の世代間の認識の相違を明らかにした |
| | 加藤泉ら (2020) ²⁴⁾ | 横断研究 | 看護学部3年生80人 | JPN | 児童虐待の考え方、子どものしつけに対する考え方、乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)の知識と子どもの関わり方に対する考え方を明らかにした |

*テーマ：1：国際研究から見る懲戒（体罰）文化 2：専門職から見る養育者の認識 3：養育者から見るしつけと虐待の境界 4：家庭内支援者（祖父母）と看護学生から見る子育て ** JPN:日本 DEU:ドイツ CHN:中国 FRA: フランス SWE:スウェーデン USA: アメリカ SUR: スリナム ***INT: オランダ、イラン、チリ、南アフリカ、ウルグアイ、トルコ、ポルトガル、ギリシャ

究3件、文献レビュー1件¹⁴⁾であった。質的研究のうち2件^{12, 13)}が半構造化面接であり、1件¹¹⁾は聞き取り調査が行われた。研究対象は専門職であり、調査地はスウェーデン（ストックホルム、ウプサラ、ボロース）、ドイツ、日本、中国であった。

3) 研究結果

3件の質的研究は現在日本の現状について説明し、体罰が禁止された今の日本でも、民法において「第820条(監護及び教育の権利義務)親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」、「第822条(懲戒)親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」と、親の懲戒権は温存されているということを示した¹¹⁻¹³⁾。またその懲戒の方法は具体的には記述されておらず、親に任されているということも述べられた。

藤岡¹³⁾はスウェーデンで行われた研究から、体罰によらない子育て社会を作るため、社会民主主義の発展や虐待中核群（体罰が禁止されていると認識していても、体罰を繰り返す養育者）についての理解は重要であり、「体罰・虐待は子どもの権利侵害であり、決して許さない」というような社会システムを作り、体罰についての捉え方を変えなければならないと考えた。さらに日本の懲戒文化における被懲戒や被体罰、被ネグレクト歴史を持つ親また支援者が多く存在しており、彼らが自分自身の歴史に目を向けるのも大事であることを明らかにした。

和田上¹¹⁾もドイツにおける体罰禁止社会についての研究から、もともと親の権利の一つとして認識さ

れた体罰は、子どもの権利擁護の下に法定化されたことによって、処罰の対象となる行為となり、体罰つまり懲戒行動の抑制につながる事となったと述べた。その結果から、日本も体罰禁止の明文化によって、社会認識が徐々に変化し、体罰容認の立場をとる人が段々少なくなる「過渡期」にあることが推測されていた。

宇野¹²⁾は支援者が認識する保護者が懲戒について考える意味を明らかにした。懲戒は苦痛性を内包し、不正不当な行為をこらしめ戒めることとされている。それは苦痛を伴う罰などの苦痛付与というような方法が考えられる。また懲戒内容の定義がなく、その手段が現在では虐待と見られ、虐待との判別困難性が明らかになった。

任ら¹⁴⁾は親からの体罰と児童発展の関係について英文献検討を行った。体罰を全面禁止²⁵⁾と過度な使用を避ける²⁶⁾というような二つ考えを示した。体罰の効果はその特性（頻繁かどうか、感情入るかどうか）や子どもの精神的状態、家庭特徴、他の教育方法、社会文化背景などによって違うことを述べた。また、体罰も子どもの道徳の内化や侵害的と反社会的な行為、心理健康などを影響し、一步を踏み入れて身体的な虐待になることもある。更に体罰は成人した子どもが自分の子どもや伴侶を虐待する行為と繋がると考えられていた。

2.専門職から見る養育者の認識

1) 発表年

対象とした和論文は2件^{15, 16)}であり、発表年は

2020 年と 2017 年だが、調査時期は 2018 年と 2014 年であった。

2) 研究デザイン

対象とした 2 件^{15,16)}の論文の研究デザインは質的研究であり、順に半構造化面接（個人、集団面接併用）と半構造的なインタビューである。研究対象は前者が児童虐待の問題を対応する機関の専門職（小児科医、弁護士、看護師）と権利擁護団体のプレジデント、個人専門家であり、後者が関東圏内の医療機関や保健センター等に所属している 5 年以上の虐待事例支援経験がある専門職だ。調査地はそれぞれフランスと日本であった。

3) 研究結果

加藤ら¹⁵⁾は先行研究を踏まえ、しつけと虐待の概念的差異は十分に浸透していないと述べ、一般の養育者においてはしつけと虐待の境界は曖昧となっていると考えていた。また、怪我などの危険性やダメージの程度が低いと予測される暴力については虐待ではなくしつけと見なされていることを示していた。危険性の予測以外にも、行為の経験の有無²⁷⁾や養育者の感情⁴⁾などによりしつけか虐待かの判断に差異が生じることを示した。

フランスで行われた質的研究の結果により、体罰禁止法の導入を定めたフランスにおいても、日本と同じくしつけと虐待を判断する行為の境界は極めて曖昧であった。加藤ら¹⁵⁾はその結果を踏まえて、「虐待としつけの境界」というような概念で判断するのではなく、現在の子どもの権利や養育に関する知見に照らし合わせ、体罰は子どもに対する暴力であり虐待であることを伝えることが重要だと述べた。また、しつけとして用いてはならないことなど、具体的に明確な「行為」をもとに判断を行い、外的な基準を示す必要があると考えられていた。

馬場ら¹⁶⁾は子どもと養育への認知の歪みは専門職が認識する虐待の特徴の一つということを明らかにし、望まない妊娠や愛着形成不足を含む養育者の「認知の歪み」は虐待する養育者の特徴の一つとして重視すべきだと考えた。

3. 養育者から見るしつけと虐待の境界

1) 発表年

対象とした論文は 9 件であり、その内和文献 3 件^{4,17,18)}の発表年は 2017 年 2 件、2019 年 1 件だが、調査時期は 2014 年、2015 年と 2017 年であった。中文文献 2 件^{19,20)}の発表年は 2015 年と 2016 年であった。英文文献 4 件^{5,6,21,22)}の発表年は 2020 年 2 件、2017 年 1 件（調査時期は 2013 年）、1997 年 1 件であった。

2) 研究デザイン

対象とした 9 件の論文の研究デザインは質的研究 3 件^{4,17,22)}、文献レビュー 2 件^{5,19)}、横断研究 3 件^{6,20,21)}、仮説検証型研究 1 件¹⁸⁾であった。質的研究のうち 1 件⁴⁾が半構造化面接で、2 件^{17,22)}はグループディスカッションが行われた。研究対象は養育者であり、調査地はオランダ、イラン、チリ、南アフリカ、ウルグアイ、トルコ、ポルトガル、中国、ギリシャ、アメリカ、スリナム、日本であった。

3) 研究結果

細坂ら⁴⁾は「母親のしつけと虐待の境界の様相」について定義し、それを「母親が知覚する、しつけではない、虐待とも言えない、曖昧で自信が持てない不確実な育児行動そのものありさま」とした。乳幼児を養育する母親を対象として面接を行い、その結果から母親は感情優位になった時に無意識に親のパワーを押し付けることがあるという特徴が明らかになった。また母親の認識としつけ行為は子どもの属性（性別、子どもの数など）や他者評価の優位性（他の人からの評価が気になる）、母親としての責任（理想の母親になりたい）などによって変わることが示した。これらの問題から配偶者の心理的支援¹⁸⁾や社会全体での子育てが必要であり、母親を尊重した上で支援することを示唆した。

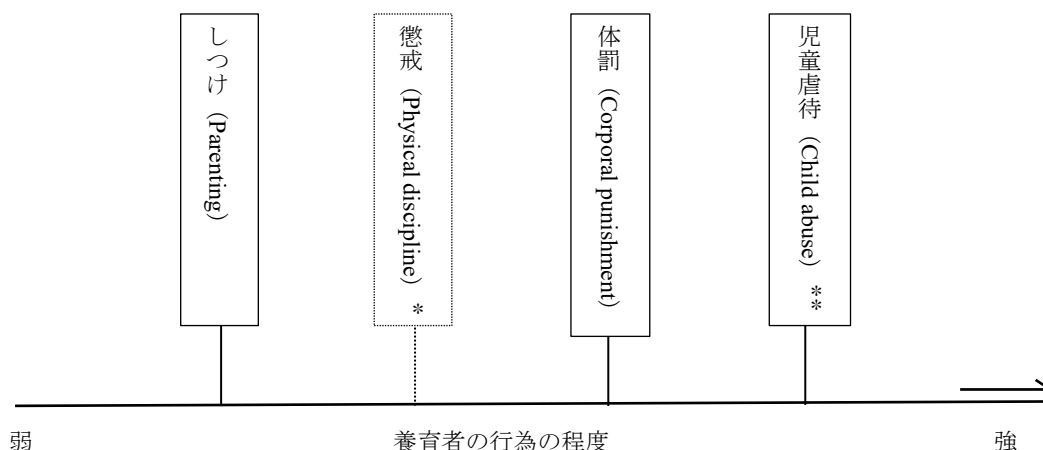
門間ら¹⁷⁾は母親が捉えた「しつけ」と「虐待」について研究し、グループディスカッションを行った。結果として母親が目的や理由、愛情があれば虐待ではなくしつけであるという考え方が示された。またしつけや虐待への認識には、親子関係や周囲の人との関係性、子どもの人権への意識が関連していたことが明らかになった。

高ら²⁰⁾は中国で児童虐待の社会認識について調査を行ったが、多くの養育者が「体罰」や「罵ること」を教育方法の一種として捉え、頻繁且つ加減がない暴力行為だけが「虐待」として認識されていたこと

を明らかにした。また番ら¹⁹⁾の研究も養育者が「悪意を持って、理由も無く頻繁な暴力行為」だけが「虐待」と思うという認識を示した。

Van der ら²²⁾がスリナムで行った質的研究も同じ

結果を示した。大人は体罰 (corporal punishment) が親の権力の一つであり、血が出ない場合や衝動感情に流されることではない場合は虐待に当たらないという考えを示唆し、もしくは理由があり、動機を説



*英文化の中に Physical discipline は Parenting の一環として認識されているので、点線を用いた

**線形関係の中にある児童虐待 (Child maltreatment) は主に身体虐待ゆえ、Child abuse を用いた

図 1 養育者が認識しているしつけと虐待の関係 (線形関係)

明できる場合はしつけと解釈されることが多いということを示した。また、対象になった子どももほぼ同じ考えを示した。Whipple ら⁵⁾も養育者の認識は行為の程度 (叩く回数など) や子どもの年齢によって変わることを明らかにした。

Mesman ら⁶⁾と Woudsra ら²¹⁾の研究は MQS (Maltreatment Q-sort) を用いて、九か国の 2-6 歳子どもを持つ 466 名の母親が虐待に対する認識について調査した。文化環境によって各国の母親が認識した虐待行為の違いがかなり大きいことを示した。これは児童虐待を多文化環境内に定義することの困難さを提示し、統一性がある基準が求められることを示唆した。

4. 家庭内支援者 (祖父母) と看護学生から見る子育て

1) 発表年

対象とした論文は和文献 2 件^{23,24)}である。発表年は 2020 年と 2019 年であり、調査時期は 2018 年と 2019 年であった。

2) 研究デザイン

対象とした 2 件の論文の研究デザインは横断研究であり、無記名自記式質問紙調査が行われた。研究対象は大学内にある子育て広場に情報登録のある保護者や、子育てサークルに通っている保護者と地域の公民館や健康広場で開催される健康教室に通っている祖父母、大学看護学部において乳幼児揺さぶられ症候群 (SBS) に関する講義を終了した 3 年生であった。調査地は日本であった。

3) 研究結果

百田ら²³⁾が親と祖父母による子ども・孫育てに対する認識について調査した。「しつけや叱り方」について、祖父母が親に対して「全然怒らない」「叱ってばかり」というような両極端の内容があることを示し、これは近年家族形態の変化や個体の尊重に繋がりに、「叩いて育てていた」から「叱らない子育て」に変化することが考えられる。しかし、加藤ら²⁴⁾が看護学生の意識について調査したところ、3 割の学生は叩く行為を「しつけ」と認識したことから、しつけと体罰についての教育普及が必要であることが明らかになった。

5. 「しつけ」と「児童虐待」の線形関係

以上の結果を踏まえ、「しつけ」と「児童虐待」の関係を図 1 に示した。図 1 に示しているように、しつけと虐待は分離しているのではなく、繋いでいる線のような関係である。行為の程度が激しいほど、順次にしつけから、懲戒、体罰、虐待になり兼ねないことが考えられる。

IV. 考察

1. しつけと虐待の間にある線形関係

中国と日本は懲戒文化（子どもは叩かないとダメになる）があり¹¹⁻¹⁴、しつけと虐待の間は懲戒と体罰があることによって、それらの中に存在する境界線は極めて曖昧になることが推測される。英文化の中には Physical discipline があるが、Physical discipline は Parenting の一環として認識されている。多文化の環境の中に、日本や中国の文化の中のしつけ（Parenting）や懲戒（Physical discipline）、体罰（Corporal/ Physical punishment）の意味をさらに検討する必要があると考えられる。Whipple ら⁵は physical discipline、corporal punishment、physical abuse を連続体（continuum）として述べ、しつけまた懲戒が行われる環境や状況について分別でき、しつけと虐待の間の「ライン超え」の規範となる基準もしくはマニュアルが求められると述べていた。また Whipple ら²⁸は虐待家庭と非虐待家庭の親が子どもの尻を叩く回数について調査した。虐待歴がある親は一日子どもの尻を叩く回数は一般の家庭より有意に多いことが明らかになった。そこで、しつけの環境を規定し、叩く行為もしくは一日に叩く回数について具体的に規定できれば、介入の時機も見つけやすく、改善の見込みがあると考えられる。

2. しつけと虐待への養育者の捉え方

養育者がしつけに対する認識は常に静止しているものではなく、複雑な環境や子どもの状態によって、変化し続けるものである。子どもの属性や養育者の感情優位性、支援者の存在、周囲の環境などは養育者の認識に大きな影響を与える。また、養育者は虐待の本質を、子どもの状況の安否に判断するのではなく、加害者の動機や行為、あるいは加害の程度か

ら捉える傾向がある¹⁷。さらに、川崎²⁹は「加害行動があっても、理由や愛情の有無でしつけと虐待を区別する」や「しつけの度が過ぎると虐待との区別が難しい」というようなしつけと虐待の線引きに、体罰の概念が加わると区別がつかなくなると指摘した。体罰や懲戒というような曖昧な概念の使い方を避け、加害者（養育者）側から虐待を判断するという考えを減らし、子どもの権利から判断する思考を提唱することによって、しつけと虐待の境界を更に明確することが求められる。

V. 結論

和文献 10 件、中文献 3 件、英文献 4 件を検討し、児童虐待における養育者の認識について以下のことが明らかになった。

しつけと虐待の間に懲戒と体罰の概念があり、それらは順にしつけ、懲戒、体罰、虐待というような線形な連続体として存在し、元々曖昧なしつけと虐待の境界は懲戒と体罰の概念の加入によって、更に区別がつかなくなる。懲戒と体罰の概念を取り除き、具体的なしつけ行為の外的標準を作ることが必要である。「叩かない子育て」を提唱し、しつけと虐待の間にある線を引くには、養育者の意図や動機からではなく、子どもの権利から判断することが求められる。

参考文献

- 1) world Health Organization: Child maltreatment, <https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/child-maltreatment> [2021 年 10 月 10 日閲覧]
- 2) 令和元年度福祉行政報告例の概況：児童福祉関係, https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/19/dl/kekka_gaiyo.pdf [2021 年 10 月 14 日閲覧]
- 3) ユニセフ中国委員会：児童虐待状況分析, <https://www.unicef.cn/media/6561/file/%E6%9A%B4%E5%8A%9B%E4%BE%B5%E5%AE%B3%E5%84%BF%E7%AB%A5%E7%8A%B6%E5%86%B5%E5%88%86%E6%9E%90.pdf> [2021 年 10 月 14 日]

閲覧]

- 4) 細坂泰子, 他: 乳幼児を養育する母親のしつけと虐待の境界の様相, 日本看護科学会誌, 37: 1-9, 2017.
- 5) Whipple, E.E., et al: Crossing the line from physical discipline to child abuse: How much is too much?. *Child abuse & neglect*. 21: 431-444, 1997.
- 6) Mesman, J., et al: Crossing boundaries: A pilot study of maternal attitudes about child maltreatment in nine countries. *Child Abuse Negl*. 99: 104257, 2020.
- 7) 厚生労働省: 子ども虐待の対応の手引き, https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf [2021 年 10 月 13 日閲覧]
- 8) 石田祥代, 他: 気になる子どものしつけに関する研究の動向と課題: 「家庭教育・しつけ」要因検討のための知見と情報を得るために, 研究紀要: 35-48, 2015.
- 9) Straus, M.A., et al: *Beating the devil out of them: Corporal punishment in American families and its effects on children*. Routledge. 2017.
- 10) デジタル大辞泉: 懲戒, <https://www.weblio.jp/content/%E6%87%B2%E6%88%92> [2021 年 10 月 14 日閲覧]
- 11) 和田上貴昭: 体罰の認識: ドイツにおける児童福祉専門職への聞き取りから, 日本社会事業大学研究紀要, 66: 47-57, 2020.
- 12) 宇野耕司: 懲戒ではなく虐待である: 児童相談所職員からみた保護者の懲戒の意味に関する研究, 日本社会事業大学研究紀要, 66: 59-78, 2020.
- 13) 藤岡孝志: 「体罰禁止の内在化」と懲戒行動の解析に基づく子ども虐待防止に関する研究, 日本社会事業大学研究紀要, 66: 181-198, 2020.
- 14) 任峰, 他: 父母体罰与儿童发展关系的研究, 心理发展与教育, 20: 86-89, 2004.
- 15) 加藤尚子, 他: しつけ (懲戒) と虐待の境界の認識に関する検討: フランスの懲戒行動に関する現状をふまえて, 日本社会事業大学研究紀要 = Study report of Japan College of Social Work: issues in social work, 66: 137-152, 2020.
- 16) 馬場香里, 他: 児童虐待事例を支援する専門職の認識する虐待の特徴, 母性衛生, 58: 125-132, 2017.
- 17) 門間晶子, 他: 乳幼児を育てる母親がとらえた「しつけ」と「虐待」—対話的アプローチによる検討—, 日本地域看護学会誌, 20: 54-62, 2017.
- 18) 山内弘子, 他: 乳幼児を育てる共働き夫婦の役割行動の認識と実践の検討: 乳幼児の親の役割行動尺度の作成と分析, 母性衛生, 60: 289-302, 2019.
- 19) 喬東平, 他: 中西方 “児童虐待” 認知差异的邏輯根源, 社会学研究, 2015.
- 20) 高圓圓, 他: 児童虐待的社会認知状況, 問題及建議—基于贵阳市的調查, 社会福利 (理論版), 6, 2016.
- 21) Woudstra, M.L., et al: Dataset on maternal attitudes about child maltreatment in nine countries using a Q-sort methodology. *Data Brief*. 30: 105396, 2020.
- 22) van der Kooij, I.W., et al: Perceptions of Corporal Punishment among Creole and Maroon Professionals and Community Members in Suriname. *Child Abuse Review*. 26: 275-288, 2017.
- 23) 百田由希子, 他: 父母・祖父母による子・孫育てに対する認識の実態調査, その他, 2: 1-8, 2019.
- 24) 加藤泉, 他: 乳幼児揺さぶられ症候群 (SBS) 予防教育の検討: SBS に関する看護大学 3 年生の意識と知識, 中京学院大学看護学部紀要 = Bulletin of Faculty of Nursing of Chukyo Gaku in University, 10: 13-21, 2020.
- 25) Gershoff, E.T.: Corporal punishment, physical abuse, and the burden of proof: Reply to Baumrind, Larzelere, and Cowan (2002), Holden (2002), and Parke (2002). 2002.
- 26) Larzelere, R.E.: Child outcomes of nonabusive and customary physical punishment by parents: An updated literature review. *Clinical child and*

family psychology review. 3: 199-221, 2000.

- 27) 李環媛, 他: しつけと虐待に関する認識と実態—未就学児の保護者調査に基づいて—, 日本家政学会誌, 63: 379-390, 2012.
- 28) Whipple, E.E., et al: The role of parental stress in physically abusive families. Child abuse & neglect. 15: 279-291, 1991.
- 29) 川崎二三彦: 児童虐待 :現場からの提言, 29-30, 岩波新書, 東京, 2006.